

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員等 役員、教授、事務局長、<u>部長</u>及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(2) 准教授等 准教授、講師、<u>副部長</u>、課長、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教授、事務局長、<u>部長</u>及びこれらに相当する職位の者については、中級の運賃</p>	<p>本則</p> <p>第1章</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員等 役員、教授、事務局長、<u>次長</u>及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(2) 准教授等 准教授、講師、課長、室長（監査室長及びコンプライアンス推進室長に限る。）及びこれらに相当する職位の者をいう。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教授、事務局長、<u>次長</u>及びこれらに相当する職位の者については、中級の運賃</p>	

ハ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

別表第2

外国旅行の旅費

1 日当及び宿泊料

区分	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)			
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
役員及び研究院長	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
職員のうち教授、准教授、 事務局長、部長及びこれら に相当する職位にある者	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円
職員のうち上欄又は下欄の 職位以外の者	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円
職員のうち主任、係員、技 術員及びこれらに相当する 職位にある者並びに大学院 生及び学部生	5,300 円	4,400 円	3,600 円	3,200 円	16,100 円	13,400 円	10,800 円	9,700 円

ハ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

別表第2

外国旅行の旅費

1 日当及び宿泊料

区分	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)			
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方
役員及び研究院長	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円
職員のうち教授、准教授、 事務局長、次長及びこれら に相当する職位にある者	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円
職員のうち上欄又は下欄の 職位以外の者	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円
職員のうち主任、係員、技 術員及びこれらに相当する 職位にある者並びに大学院 生及び学部生	5,300 円	4,400 円	3,600 円	3,200 円	16,100 円	13,400 円	10,800 円	9,700 円

2 移転料	2 移転料	
-------	-------	--

附 則（平成31年4月1日規程第19号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。